

『令和4年度税制改正大綱(13) 固定資産税等の減額措置延長』

固定資産税、不動産取得税については、下記の特例措置等において、いずれも令和6年3月31日まで2年延長される。

▼次の住宅に対する固定資産税の税額の減額措置 1)耐震改修を行った住宅 2)バリアフリー改修を行った住宅 3)省エネ改修を行った住宅、ただし次の措置を講じる ○適用対象となる住宅を、平成26年4月1日(現行:平成20年1月1日)に存していた住宅とする ○工事費要件を60万円超(現行:50万円超)に引き上げ、これに伴う所要の措置を講ずる 4)新築の認定長期優良住宅。なお、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置も延長されるが、土砂災害特別警戒区域等で一定の住宅建設を行う



者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わずに建設された一定の住宅が適用対象から除外される。

▼以下の不動産取得税の軽減措置 ○新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を、住宅新築から1年(本則6ヶ月)を経過した日とする特例措置 ○新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置 ○新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置

『金融機関や各機関に対し要請 年度末に向け金融円滑化促す』

政府はこのほど、官民の金融機関等に対し、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念される中、中小企業等の年度末における資金繰り支援について「事業者等に対する金融の円滑化について」を公表し、配慮を要請した。概要は以下の通り。○事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、丁寧かつ親身に対応すること ○返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借り換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること ○「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の趣旨・内容を確実に浸透させるとともに、「中小企業活性化パッケージ」に掲げられた施策も利用した、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること、等。

また、関係省庁局長等より、政府系各機関に向けて、同ガイドラインの周知、浸透を図るとともに、再生型私的整理手続の円滑な進行を支援するなど、金融機関等と連携しながら、コロナ禍の影響が大きい業種(宿泊、飲食等)を重点支援するよう促している。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com